

特定非営利活動法人 P O P O L O 内部通報規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 P O P O L O (以下「当法人」という。)における、法令又は当法人の規程・内規等に違反する不正行為(以下「法令違反等行為」という。)の早期発見及びその是正措置並びに内部通報者の保護を図るために必要な事項を定めることにより、当法人のコンプライアンス規程の目的を補完して、当法人の健全な運営に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の全ての役職員(非常勤職員、臨時職員、派遣職員、退職職員を含む)、当法人の事業活動の関係者(会員、委託業務従事者その他理事長が指定する者を含む)に対して適用し、これらの者を次条に定める内部通報を行う者(以下「内部通報者」という。)とする。

(定義)

第3条 この規程に定める「内部通報」とは、当法人の事業活動に関して、次に掲げる法令違反等行為が生じている又は生じる可能性がある場合に、これを当法人又は外部機関に通報又は相談(以下「通報等」という。)することをいう。

- (1) 法令又は当法人の定款、規程・内規等に違反する行為
- (2) 前条に定める者その他当法人の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- (3) 当法人の名誉又は社会的信用を侵害し又は低下させるおそれのある行為
- (4) その他当法人、前条に定める者又は当法人の利害関係者に重大な損害を生じさせるおそれのある行為

(体制)

第4条 当法人は、事務局長及び事務局次長をもって内部通報の窓口とする。

2 前項の他、役員に係る通報等のため、外部窓口を設置することができる。

(通報等の方法等)

第5条 内部通報者は、前条に定める窓口に対して、電話、電子メール、書面又は直接面談の方法により通報等をすることができる。通報の窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、第2条で定める者に別途通知するものとする。

2 通報等は原則実名とするが、直接面談を除く前項のいずれの方法による場合も、匿名により通報等を行うことができる。但し、匿名の場合には法令違反等行為について信じるに足る相当な根拠を必要とする。

3 内部通報者は、不正に利益を得る目的、当法人又は第三者に損害を与える目的その他不正な目的で通報等を行ってはならない。

4 当法人との契約又は当法人の就業規則その他の規程における守秘義務に関する既定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げない。

(通報等への対応)

第6条 通報の窓口は、内部通報者から通報等を受けたときは、直ちに理事長に報告しなければならない。但し、通報等が理事長に係るものである場合は、事務局長並びに監事に報告するものとする。

2 報告を受けた理事長又は事務局長並びに監事は、速やかに法令違反等行為に関する調査の開始及びその他の対応につき決定するとともにコンプライアンス委員会に対し通報等の内容を報告するものとする。

3 前項において、通報等を受理しないことを決定した場合には、通報の窓口を通じて内部通報者に対し、その旨を理由とともに速やかに通知する。

(調査の実施)

第7条 通報等に係る調査を開始するにあたり必要と判断した場合には、理事長は通報事案調査チームを設置して調査にあたらせることができる。但し、通報等が理事長に係るものである場合には、事務局長が監事と協議の上その判断及び指示を行うものとする。また、いずれの場合においても、必要に応じて外部機関に当該調査を依頼することができるものとする。

2 調査において、役職員は、正当な理由がある場合を除き、関連資料の提出、事実の報告その他調査に必要な行為を求められた場合は、これに応じて協力しなければならない。

3 調査は公正かつ公平に行われ、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と通報等の内容への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

4 調査において、通報等の内容に関する高度の専門性を要する場合には、外部の有識者に意見を求めることができる。

(調査結果に基づく対応、通知及び公表)

第8条 前条の調査により法令等違反行為が確認された場合、理事長は速やかに対応を行うものとし、必要に応じてコンプライアンス委員会に諮問し、違反行為の中止命令等による是正、必要に応じて懲戒処分若しくは刑事告発及び再発防止策等の措置を講じる。通報等が理事長に係るものである場合には、事務局長が監事と協議の上これを行うものとする。

2 通報の窓口は、理事長の指示により、調査により確認された法令等違反行為の有無、当該行為が確認された場合は是正措置及び当該行為者の処分等について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく内部通報者に対して通知するものとする。なお、匿名の通報等の場合はこの限りではない。通報等が理事長に係るものである場合には、事務局長が監事と協議の上この通知を指示するものとする。

3 理事長は、調査により確認された法令等違反行為の有無、当該行為が確認された場合は是正措置及び当該行為者の処分等対応の概要を(但し、通報者等個人の氏名を除く)、速やかに理事会に報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。通報等が理事長に係るものである場合には、事務局長が監事と協議の上これ行うものとする。

4 当法人は、通報等をしたことを理由に、内部通報者本人が不利益を被る取扱いをしてはならず、内部通報者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を取らなければならない。

(内部通報者等の保護)

第9条 当法人は、内部通報者が通報等を行ったこと、役職員が内部通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に協力したこと等を理由として、内部通報者本人及び関係役職員に対して、懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、不利益になる処分又は措置を行ってはならない。但し、内部通報者が不正な目的で通報等を行った場合はこの限りではない。

(内部通報制度に関する教育)

第10条 当法人は、役職員に対して、公益通報者保護を含む内部通報制度について研修等により周知徹底を図るものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。